

都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する運用基準

第1 総則

1 趣旨

この運用基準は、都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（以下「要綱」という。）の統一的な運用を図るため、その具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2 用語の定義

1 要綱第1条関係

- (1) 「建設工事等」とは、建設工事及び建設コンサルタント等をいう。
- (2) 「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 「建設コンサルタント等」とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。
- (4) 「測量業務」とは、測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務をいう。
- (5) 「建設コンサルタント業務」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務をいう。
- (6) 「地質調査業務」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業務をいう。
- (7) 「補償コンサルタント業務」とは、補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務をいう。
- (8) 「有資格業者」とは、市の競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (9) 「入札参加資格停止」とは、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合に、当該別表に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の入札参加の対象外とする措置をいう。

2 要綱第12条関係

- (1) 「都城市入札参加資格審査委員会」とは、都城市入札参加資格審査委員会規程により設置した審査会をいう。

3 要綱別表第1第2号・第3号関係

- (1) 「粗雑工事」とは、工事、製造等の目的物に履行の内容が契約の内容に適合しない状態をいう。
- (2) 「履行の内容が契約の内容に適合しない程度が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分が行われた場合をいう。

4 要綱別表第1第5号―第8号関係

- (1) 「公衆」とは、工事関係者以外の第三者をいう。
- (2) 「公衆損害」とは、工事関係者以外の第三者の生命、身体又は財産に対する危害により生じた損害をいう。
- (3) 「死亡者」とは、事故発生から48時間以内に死亡した者をいう。
- (4) 「負傷者」とは、「重傷者」及び「軽傷者」の総称とする。なお、「重傷者」とは、診断書に記載のある要加療期間（入院加療又は通院加療期間）がおおむね30日（1月）以上である者とし、それ以外を「軽傷者」とする。
- (5) 「工事関係者」とは、発注機関及び受注事業者並びにその被用者をいう。

5 要綱別表第2第1号―第9号関係

- (1) 「市職員」とは、市職員のほか、市水道局の職員を含むものとする。
- (2) 「賄賂」とは、刑法（明治40年法律第45号）第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含むものとする。
- (3) 「代表役員等」とは、有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員）をいう。
- (4) 「一般役員等」とは、有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(3)に掲げる者以外のものをいう。
- (5) 「使用人」とは、(3)及び(4)に掲げる者以外の者をいう。

- (6) 「公共機関」とは、国、県、地方公共団体及び公社公団等をいう。
- (7) 「公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。
- (8) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。

6 要綱別表第2第10号—第13号関係

- (1) 「競売入札妨害」とは、刑法第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。
- (2) 「談合」とは、刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。

7 要綱別表第2第16号関係

- (1) 「有資格業者等」とは、1(2)の「有資格業者」並びに5(3)から5(5)までの「代表役員等」、「一般役員等」及び「使用人」の総称とする。
- (2) 「脅迫等」とは、刑法上の脅迫にとどまらず、民法（明治29年法律第89号）上の強迫を含むものとする。

第3 入札参加資格停止の取扱い

1 入札参加資格停止の期間の始期

- (1) 有資格業者が要綱別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなった場合における当該入札参加資格停止の期間の始期は、その措置を決定した日の翌日（午前0時）とする。
- (2) 入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止の措置を決定した日の翌日（午前0時）とする。この場合において、入札参加資格停止の通知をするときは、別途行うものとする。

2 停止期間の算定方法

- (1) 標準停止期間を適用する場合
当該標準停止期間の開始日の応答日の前日までとする。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による短期及び長期2倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、短期及び長期を2倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)に同じ。）。
- (3) 要綱第5条第3項の規定による短期2分の1倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、短期2分の1倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)と同じであるが、1月未満の端数が生じた場合は、日数計算による。）。
- (4) 要綱第5条第4項による長期3倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、長期3倍した期間が経過するまでとする（算定方法は(1)に同じ。）。

3 停止期間の特例

- (1) 有資格業者が一の事案により要綱別表第1又は別表第2の措置要件の二以上に該当したときは、要綱第5条第1項の規定により算定する。

4 入札参加資格停止の期間と競争入札参加資格者名簿との関係

- (1) 競争入札参加資格者名簿の有効期間が満了し、又は競争入札参加資格を辞退した後、新たな競争入札参加資格者名簿に入札参加資格停止の期間中の有資格業者が掲載されている場合は、新旧名簿において当該入札参加資格停止の期間を通算するものとする。

5 入札参加資格停止の対象及び通知

- (1) 入札参加資格停止は、原則として入札参加資格停止措置を決定した日の翌日以降に執行される市工事の入札から適用の対象とする。
- (2) 入札参加資格停止の通知は、当該有資格業者に対して契約課長が、要綱第6条第1項の規定により行うものと

する。

第4 随意契約の相手方の制限の取扱い

- 1 要綱第7条に規定する「やむを得ない理由がある」場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札参加資格停止の期間中に契約を締結しなければ当該工事の目的を達成することができない場合をいう。
 - (1) 特許等特別な技術を必要とする市工事で、入札参加資格停止の期間中の者しか契約の相手方がいない場合
 - (2) 緊急の必要性がある市工事で、入札参加資格停止の期間中の者以外の者では、その目的を達成することができない場合
 - (3) 現に契約履行中の市工事に直接関連する市工事で、入札参加資格停止の期間中の者以外の者に履行させることが著しく不利となる場合

第5 入札参加資格停止に至らない事由に関する措置の取扱い

- (1) 書面又は口頭での警告又は注意の喚起は、当該有資格業者に対して契約課長が、要綱第9条の規定により行うものとする。

第6 入札参加資格停止の措置要件の取扱い

- 1 虚偽記載（要綱別表第1第1号）
 - (1) 要綱別表第1第1号においては、故意又は重過失によるものを措置対象とし、軽過失及び錯誤によるものについては、原則として措置対象としないものとする。この場合における重過失とは、本市に損害を生じさせるなど、その影響が大きいと認められる過失をいう。
- 2 粗雑工事（要綱別表第1第2号・第3号）
 - (1) 要綱別表第1第2号及び第3号においては、粗雑工事の原因が過失によるものを措置対象とする。故意によるものと認められる場合は、不正又は不誠実な行為により措置する。ただし、不可抗力に基づくもの、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置対象としないものとする。
- 3 契約違反（要綱別表第1第4号）
 - (1) 要綱別表第1第4号においては、工期の遅延や必要書類の未整備等といった違反の事実にとどまらず、発注者との信頼関係の破壊、監督又は検査業務への非協力の場合等についても措置対象とする。
- 4 事故（要綱別表第1第5号―第8号）
 - (1) 要綱別表第1第5号から第8号までにおいては、単に工事現場にとどまらず、資機材若しくは排土等の運搬中、又は土捨場若しくは資機材置場等における事故についても措置対象とする。
 - (2) 要綱別表第1第5号から第8号までにおいて、「安全管理の措置が不適切であった」と認められる場合とは、原則として次のアによるものとし、「安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大である」と認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、「安全管理の措置が不適切であったと認められる」場合においても、イによることが適当である場合には、これによることができる。
 - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していなかった場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
 - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを受注者が知った場合
 - (3) 公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、入札参加資格停止を行わない。
 - ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認

められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

5 独占禁止法違反行為（要綱別表第2第5号—第9号）

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から特定の事業者団体に対して処分がなされたときは、当該団体に加入している有資格業者について措置することができる。
- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反した場合は、発注者が次のアからオのいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止を行う。
 - ア 排除措置命令が出されたこと。
 - イ 課徴金納付命令が出されたこと。
 - ウ 刑事告発がなされたこと。
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたこと。
 - オ 公正取引委員会が違反行為を認定し、公表したこと。
- (3) 受注者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反した場合は、発注者が次のア又はイを知った後、速やかに入札参加資格停止を行う。
 - ア 課徴金納付命令が出されたこと。
 - イ 公正取引委員会が違反行為を認定し公表したこと。

6 建設業法違反行為（要綱別表第2第14・15号）

- (1) 公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法に基づく監督処分が出された場合は、直接に建設業法の規定に違反しているわけではないので、原則として、建設業法違反行為での措置対象ではなく、他の措置要件により措置する。

7 経営不振（要綱別表第2第19号・第20号）

- (1) 受注者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていた場合等の入札参加資格停止の解除は、裁判所の再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定を知ったときとする。
- (2) 受注者が債権差押決定、債権差押決定又は債権轉付命令を受けた場合等の入札参加資格停止の解除は、事件が解決したと証明する書類の提出を発注者が受けたときとする。

附則 この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附則 この基準は、平成26年5月1日から施行する。

附則 この基準は、平成28年4月1日から施行し、改正後の都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する運用基準の規程は、平成27年12月1日から適用する。

基準別表第1 関係

(1) 【虚偽記載】

運用基準		入札参加資格停止期間
虚偽の程度		
1	調査資料等に虚偽の記載（重過失又は故意）	1月～2月
2	上記の事由のうち、悪質性が高い（重過失又は故意）	3月～4月
3	上記の事由のうち、特に悪質性が高い（故意）	5月～6月
4	その他虚偽記載に該当するとき	1月～6月
ア「悪質性が高い」とは、複数の虚偽の記載とする。		
イ「特に悪質性が高い」とは、文書偽造又は文書変造若しくは事前共謀又は組織ぐるみの不正行為とする。		

(2) 【過失による粗雑工事（市工事施工）】

運用基準		入札参加資格停止期間等
履行の内容が契約の内容に適合しない程度		
1	履行の内容が契約の内容に適合しない程度が重大であると認められるとき（建設業法に基づく監督処分を受けた場合）	6月
2	補修では当該目的物の所定の機能が発揮できない	4月～5月
3	補修して所定の機能は確保できるが、履行の内容が契約の内容に適合しない程度が大きい	2月～3月
4	補修して所定の機能は確保できるが、履行の内容が契約の内容に適合しない程度が小さい	1月・文書注意
5	補修必要なし	口頭注意・措置なし
6	その他過失による粗雑工事に該当するとき	1月～6月
上記の表は、基本の入札参加資格停止期間を示しており、次の項目に該当する場合は加算措置を行うことができる。		
ただし、当該加算措置により、入札参加資格停止期間が6月を超える場合は、6月とする。		
ア 過去の工事で同様な事例が発生している。（+1月）		
イ 社会的影響（一般交通、周辺環境など）の程度が大きい。（+1月）		

(3) 【過失による粗雑工事（市以外の公共機関が発注した市内における工事）】

市工事施工基準	入札参加資格停止期間等	市工事施工基準	入札参加資格停止期間等
6月	3月	2月	1月
5月	3月	1月	文書注意
4月	2月	文書注意	口頭注意
3月	2月	口頭注意	措置なし
ア 市工事施工基準の半分とする。			

(4) 【契約違反】

運用基準				
違反の種類	A: 報告又は連絡あり (事後も可とする)	入札参加資格停止期間		
		違反の形態		
		単独の違反	組織ぐるみの違反	
	B: 報告又は連絡なし	一工事一違反	一工事複数違反	
	(事実隠蔽等悪質なものの)	同時期一工事で違反	同時期複数工事で違反	
1 違反の程度が重大であると認められるとき(建設業法に基づく監督処分を受けた場合に限る。)	—	6月		
2 履行遅延(履滞)				
(1) 正当な理由なく履行期限を60日以上遅延させたとき	A	4月	5月	
	B	5月	6月	
(2) 正当な理由なく履行期限を30日以上60日未満遅延させたとき	A	3月	4月	
	B	4月	5月	
(3) 正当な理由なく履行期限を30日未満遅延させたとき	A	2月	3月	
	B	3月	4月	
3 契約不履行				
(1) 正当な理由なく契約の全部不履行	—	6月		
(2) 正当な理由なく契約の一部不履行 ※契約の相手側からの申出により、変更契約を締結した時も含む。	50% 超	A	3月	4月
B		4月	5月	
50% 以下	4 契約書、約款又は仕様書等に係る違反	A	2月	3月
		B	3月	4月
(1) 本市に損害を生じさ	A	2月	3月	

せるなど、その影響が大きいと認められる場合	B	3月	4月
(2) 本市に損害を生じさせたが、その影響が小さいと認められる場合	A	1月	2月
	B	2月	3月
5 契約解除 ※契約の相手側の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したときに限る。			
(1) 2、3、4に係る違反が、契約解除に相当すると認められるとき	A	4月	5月
(2) 2、3、4以外の事由のうち、責めに帰すべき事由の程度が重大であると認められるとき	B	5月	6月
ア「単独」とは、個人を指す。 イ「組織ぐるみ」とは、「単独」以外をいう。「単独」以外とは、一企業内の複数の者の共犯又は企業間(元請と下請等)の共犯も含む。			
6 その他契約違反に該当するとき	1月～6月		
※その他の契約違反(参照例)			
違反の種類	A: 報告又は連絡あり (事後も可とする)	入札参加資格停止期間 違反の形態	
	B: 報告又は連絡なし (事実隠蔽等悪質なものの)	単独の違反	組織ぐるみの違反
一工事一違反	同時期一工事で違反	一工事複数違反	
1 工事施工管理に係る再三の指摘にもかかわらず改善措置を講じなかった場合 ※「再三」とは複数回以上とするが、工事担当課長の裁量に委ねる。			
(1) 公害防止又は危険防止対策不良	A	2月	
	B	3月	4月
(2) 工程管理、資材管理又は労働管理不良	A	1月	2月
	B	2月	3月
2 必要書類の未整備等に係る再三の指摘にもかかわらず改善措置を講じなかった場合 ※「再三」とは複数回以上とするが、工事担当課長の裁量に委ねる。			

(1) 施工体制台帳、検査写真等の未整備又は未提出	A	1月	2月
	B	2月	3月
(2) その他の書類	A	口頭注意	文書注意
	B	文書注意	1月
3 検査業務等に関する違反			
(1) 監督又は検査業務の執行を妨害したとき	A	2月	3月
	B	3月	4月
(2) 監督又は検査業務に協力しなかったとき	A	1月	2月
	B	2月	3月

(5) 【安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故（市工事施工）】

運用基準				
事故の程度		被害状況	入札参加資格停止期間等	
1 被害の程度にかかわらず、建設業法に基づく監督処分を受けた場合			6月	
2 著しく安全管理義務を怠った	人身事故	死亡3名以上	6月	
		死亡2名	5月	
		死亡1名	4月	
		重傷	3月	
		軽傷	2月	
		傷害なし	1月	
	物損事故	下記以外の物損事故	物損甚大	2月
			物損軽微	1月
			物損なし	文書注意
		◆1地下埋設管及び架空ケーブル	物損甚大	2月
	物損軽微	1月		
	物損なし	文書注意		
	◇1車両衝突事故	物損の程度に関係なし	文書注意	
3 安全管理の措置が不適切である	人身事故	死亡3名以上	5月	
		死亡2名	4月	
		死亡1名	3月	
		重傷	2月	
		軽傷	1月	
		傷害なし	文書注意	
	物損事故	下記以外の物損事故	物損甚大	1月
			物損軽微	文書注意
			物損なし	口頭注意
		◆2地下埋設管及び架空ケーブル	物損甚大	1月
	物損軽微	文書注意		

			物損なし	口頭注意
		◇2車両衝突事故	物損の程度に関係なし	口頭注意
4 安全管理の措置が やや不適切である (法令等の違反が無い)	人身事故		死亡3名以上	4月
			死亡2名	3月
			死亡1名	2月
			重傷	1月
			軽傷	文書注意
			傷害なし	口頭注意
◇3車両衝突事故においては、 不適切でない読み替える	物 損 事 故	下記以外の 物損事故	物損甚大	文書注意
			物損軽微	口頭注意
			物損なし	措置なし
		◆3地下埋設管 及び架空ケーブル	物損甚大	文書注意
			物損軽微	口頭注意
			物損なし	措置なし
◇3車両衝突事故	物損の程度に関係なし	措置なし		
5 その他安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当するとき				1月～6月
<p>ア 物損に係る事故のうち、地下埋設管及び架空ケーブルについては、次のとおりとする。</p> <p>◆1 著しく安全管理義務を怠ったとは、「事前協議なし」の場合とする。</p> <p>◆2 安全管理の措置が不適切であるとは、「事前協議あり(地下埋設管については、埋設箇所が台帳どおりの場合とし、架空ケーブルについては、安全管理体制が不十分なもの。)」の場合とする。</p> <p>◆3 安全管理の措置がやや不適切であるとは、「事前協議あり(地下埋設管については、埋設箇所が台帳と違う、又は台帳未整備。架空ケーブルについては、安全管理体制に問題はなく、作業員の不注意によるもの)」の場合とする。</p>				
イ 物損に係る損害程度の基準は、次のとおりとする。				
	損害の程度	種類	損害程度基準	
物損甚大		水道管	断水時間が、24時間を超えるとき	
		ガス管	被害世帯数が、100世帯以上のとき	
		電気管	供給支障電力量又は停電戸数かつ停電時間が、次のとおりとする。 ①30MW以上かつ30分以上 ②5MW以上30MW未満かつ1時間以上 ①5千戸以上かつ1時間以上	
		電気通信管及び 架空ケーブル	影響利用者数が3万人以上かつ継続時間が2時間以上	
物損軽微		水道管	物損甚大の損害程度基準以外のとき	
		ガス管		
		電気管		
		電気通信管及び 架空ケーブル		
<p>ウ 物損に係る事故のうち、工事車両と一般車両の衝突事故については、次のとおりとする。</p> <p>なお、いずれの場合も、「車両の損害の程度」は考慮しない。</p> <p>◇1 著しく安全管理義務を怠ったとは、「工事車両の過失割合が5割超」の場合とする。</p> <p>◇2 安全管理の措置が不適切であるとは、「工事車両の過失割合が5割以下」の場合とする。</p>				

◇3 安全管理の措置が不適切でないとは、「工事車両の過失割合が0」の場合とする。

エ 人身及び物損の併合事故については、それぞれの当該入札参加資格停止期間等の合計とする。ただし、当該合計期間が6月を超える場合は、6月とする。

(6) 【安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故（市以外の公共機関が発注した市内における工事）】

市工事施工基準	入札参加資格停止期間等	市工事施工基準	入札参加資格停止期間等
6月	3月	2月	1月
5月	3月	1月	文書注意
4月	2月	文書注意	口頭注意
3月	2月	口頭注意	措置なし
ア 市工事施工基準の半分とする。			

(7) 【安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市工事施工）】

運用基準		
事故の程度	被害状況	入札参加資格停止期間等
1 著しく安全管理義務を怠った	死亡3名以上	4月
	死亡2名	3月
	死亡1名	2月
	重傷	1月
	軽傷	文書注意
	傷害なし	口頭注意
2 安全管理の措置が不適切である	死亡3名以上	3月
	死亡2名	2月
	死亡1名	1月
	重傷	文書注意
	軽傷	口頭注意
	傷害なし	措置なし
3 安全管理の措置がやや不適切である (法令等の違反がない)	死亡3名以上	2月
	死亡2名	1月
	死亡1名	文書注意
	重傷	口頭注意
	軽傷	措置なし
	傷害なし	措置なし
ア 工事関係者のうち、当該発注機関の財産等に損害を与えた場合は、基準別表第1第5号の物損事故基準を準用するものとする。		
4 その他安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に該当するとき		1月～6か月

(8) 【安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市以外の公共機関が発注した市内における工事）】

市工事施工基準	入札参加資格停止期間等	市工事施工基準	入札参加資格停止期間等
---------	-------------	---------	-------------

6月	3月	2月	1月
5月	3月	1月	文書注意
4月	2月	文書注意	口頭注意
3月	2月	口頭注意	措置なし
1 市工事施工基準の半分とする。			

基準別表第2関係

(1) 【贈賄（市職員に対する贈賄有容疑）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	24月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	18月
3 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	6月

(2) 【贈賄（市内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄有容疑）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	12月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9月
3 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	3月

(3) 【贈賄（県内の公共機関の職員に対する贈賄有容疑）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	9月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	3月

(4) 【贈賄（県外の公共機関の職員に対する贈賄有容疑）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	6月
2 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	2月

(5) 【独占禁止法違反行為（市工事契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	24月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引	12月

委員会が違反行為を認定し公表した場合。	
---------------------	--

(6) 【独占禁止法違反行為（市内の市以外の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	12月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合。	6月

(7) 【独占禁止法違反行為（県内の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合	6月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合。	3月

(8) 【独占禁止法違反行為（県外の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等が逮捕された場合	4月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合。	2月

(9) 【独占禁止法違反行為（民間工事の契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等が逮捕された場合	4月
2 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合、又は公正取引委員会が違反行為を認定し公表した場合。	2月

(10) 【競売入札妨害又は談合（市工事契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	24月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	12月

(11) 【競売入札妨害又は談合（市内の市以外の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	12月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	6月

(12) 【競売入札妨害又は談合（県内の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	6月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	3月

(13) 【競売入札妨害又は談合（県外の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等	4月
2 刑法又は特別法による一般役員等又は使用人の逮捕等	2月

(14) 【建設業法違反行為（市工事契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	9月
2 許可取消処分がなされたとき（入札参加資格に係る許可が全て取り消された場合を除く。）	9月
3 営業停止処分がなされたとき	6月
4 指示処分がなされたとき	3月

(15) 【建設業法違反行為（県内及び市内の市以外の公共機関との契約）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	9月
2 許可取消処分がなされたとき（入札参加資格に係る許可が全て取り消された場合を除く。）	6月
3 経営事項審査の虚偽申請で営業停止処分がなされたとき	6月
4 3以外の場合で、営業停止処分がなされたとき	4月
5 経営事項審査の虚偽申請で指示処分がなされたとき	3月
6 5以外の場合で、指示処分がなされたとき	2月

(16) 【暴力的不法行為者（有資格業者等が本市の職員に対して暴力的不法行為等を行った場合）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 有資格業者等が、市工事の設計、施工などに関する事務処理に携わる本市の職員に対して、暴力、傷害、脅迫等の行為を行ったと認められるとき	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと

2 有資格業者等が、市工事の入札、契約などに関する事務処理に携わる本市の職員に対して、暴力、傷害、脅迫等の行為を行ったと認められるとき	認められるまで
ア 暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。	
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する「暴力的不法行為者」とは、集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者をいう。	

(17) 【不正又は不誠実な行為（業務に関し不正又は不誠実な行為（別表第1及び前各号以外））】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 他法令違反により、建設業法に基づく監督処分を受けた場合	9月
2 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が市発注工事における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	9月
3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（①の場合を除く。）	6月
4 市の職員に係る贈収賄事件で、贈収賄側について時効の成立後、収賄側が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が、贈収賄者として特定されたとき	9月
5 県内の公共機関の職員に係る贈収賄事件で、贈収賄側について時効の成立後、収賄側が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が、贈収賄者として特定されたとき（③の場合を除く。）	6月

(18) 【不正又は不誠実な行為（市発注工事等に係る入札・契約に関し不正又は不誠実な行為）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 「入札参加資格がある者」となった後に、所定の入札辞退届（具体的な辞退理由を必ず記載）を入札日までに提出することなく入札しなかったとき	口頭注意
2 入札参加者の過失により入札手続の大幅な遅延を生じさせたとき	
3 「入札心得」に反し、無効又は失格となる行為※のうち、故意によるものと認められる行為を2回行ったとき	
4 2回目の口頭注意事由が生じたとき	書面注意
5 落札決定後、止むを得ない理由で契約を締結しなかったとき〈契約辞退1〉	
6 2回目の書面注意事由が生じたとき（口頭注意4回相当）	1月
7 落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかったとき〈契約辞退2〉	3月
ア 入札書関係 (1) 無効となる行為（※）とは、次のとおりとする。 a 入札参加資格のない者が提出した入札 b 同一人が同一事項について提出した2通以上の入札 c 2人以上の者から委任を受けた者が提出した入札 d 表記金額を訂正した入札	

- e 表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- f 入札保証金を納めず、又は不足する者が提出した入札
- g 談合その他不正行為があったと認められる入札
- h 予定価格を事前公表している場合において、入札額が予定価格を上回る入札
- i 再度の入札において、前回の入札読み上げ金額の最低金額以上の価格で入札した入札
- j 資本関係又は人的関係のある者で同一入札への参加制限基準に該当する複数のものとした入札
- k 都城市電子入札実施要綱第9条の規定による手続を経ないで提出のあった紙入札
- l 同一の案件において電子入札及び紙入札の双方により提出のあった入札
- m 期間入札において、提出期限を超過した後到達し、又は提出された入札
- n 期間入札において、内封筒に所定の記載若しくは封印が無く、または誤った記載がなされた入札
- o その入札条件に違反した入札

(2) 失格となる行為（※2）とは、次のとおりとする。

- p 最低制限価格を設定している場合において、最低制限価格未満のもの

イ 工事費内訳書関係

(1) 無効となる行為とは、次のとおりとする。

- q 未提出なもの
- r 入札金額と工事費内訳書の合計額が不一致のもの

ウ 契約辞退関係

(1) 契約辞退の主な理由としては、次の場合がある。

- s 必要な現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置ができないとき
- t 下請業者との調整が対峙配置できないとき
- u その他契約を履行できないとき

(2) 契約辞退1)の「やむを得ない理由」とは、受注者の責めに因らなると認められる次の場合とする。

- v sの配置予定技術者の落札後の「死亡」、「疾病」、「退職」等
- w tの配置予定下請業者の落札後の「倒産」等

(3) 契約辞退2)の「正当な理由なく」とは、受注者の責めによるものと認められる次の場合とする。

- w 契約辞退1)のやむを得ない理由以外

(19) 【不正又は不誠実な行為（市発注工事等に係る工事施工中の不正又は不誠実の行為）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間等
1 特別な事由もなく、当該工事監督員の指示に従わないとき	口頭注意
2 2回目の口頭注意事項が生じたとき	書面注意
3 2回目の書面注意事項が生じたとき（口頭注意4回相当）	1月

ア「指示に従わないとき」の具体的な例としては、次の場合がある。

- (1) 現場代理人が常駐しない場合
- (2) 着工の遅れ（原則30日以内に着工）
- (3) 受注者が作業に立ち会わないなど

(20) 【信用失墜行為（有資格業者の一般法令違反（別表第1及び前各号以外））】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたとき	3月
2 無期懲役又は死刑を宣告されたとき	9月
3 上記以外の場合で、禁錮以上の刑を宣告されたとき	6月

4 刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき	1月
5 その他信頼関係を損なう行為を行ったとき	1月～9月

(21) 【経営不振（経営不振）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 経営不振で、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていた場合等の入札参加資格停止の解除は、裁判所の再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定を知ったとき	当該認定をした日から経営が改善したと認められる日まで

(22) 【経営不振（その他事件等）】

運用基準	
程度	入札参加資格停止期間
1 その他事件等で、債権仮差押決定、債権差押決定又は債権譲付命令を受けた場合等の入札参加資格停止の解除は、事件が解決したと証明する書類の提出を受けたとき	当該認定をした日から事件が解決されたと認められる日まで